議第81号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する 寄附金を定める条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を 定める条例を次のように制定する。

平成25年5月14日提出

京都市長門川大作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する 寄附金を定める条例

地方税法第314条の7第1項第4号に規定する寄附金は、次の表に掲げる 特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非 営利活動法人をいう。)が行う特定非営利活動(同条第1項に規定する特定 非営利活動をいう。)に係る事業に関連する寄附金とする。

名	称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人ノンラベル		京都市南区久世川原町115番地
特定非営利活動法人古材文化の会		京都市東山区本町十七丁目354番地

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を定める 必要があるので提案する。